

物件番号 J 1

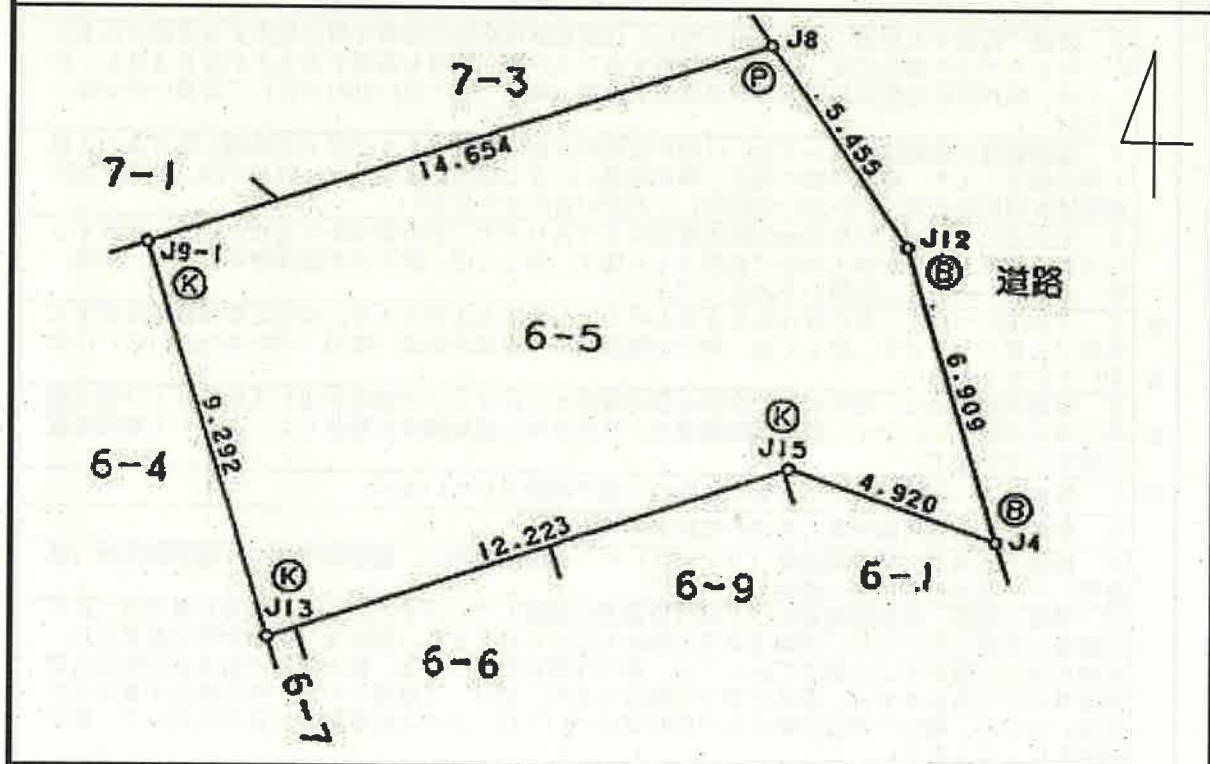
物件調書

所在地	神戸市長田区大塚町九丁目6番5							
実測面積	151.33㎡		地目	宅地	形状	ほぼ長方形		
最低売却価格	7,869,000円							
接面道路の幅員及び構造	東側で幅員約1.5～3.3mの舗装市道（一部私道を含む）に接面（高低差有）しています。							
法令規制	都市計画区域	市街化区域	用途地域	第1種中高層住居専用地域				
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区	第3種高度地区	防火地域	準防火地域				
	その他の規制	宅地造成工事規制区域						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	有	負担の内容	参考事項2参照				
最寄り交通機関（現地からの直線距離）	鉄道	JR山陽本線「兵庫」駅		南東へ	約1.9km			
		市営地下鉄西神・山手線「長田」駅		南へ	約1.1km			
	バス	神戸市バス「名倉町」バス停（市バス3,11,40,110,112系統）		北へ	約230m			
公共施設（現地からの直線距離）		神戸市長田区役所		南へ	約1.3km			
		市立長田小学校		南西へ	約510m			
		市立高取台中学校		南西へ	約1.0km			
供給施設の整備状況	電気	可	上水道	可	下水道	可	都市ガス	有
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参考事項	1	一般住宅のほかマンションなどが建ち並ぶ住宅地域に所在しています。						
	2	東側で接面する市道（一部私道を含む）は建築基準法第42条第2項に規定する道路であるため、セットバック部分には、建築物を建築することや門・塀等も築造することができません。詳しくは、神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課（電話：078-331-8181(代)）にお問い合わせください。						
	3	建築物等の建築にあたっては、「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」第5条の2第1項の規定により、確認申請の前に「事前届書」による届出が必要です。詳しくは、神戸市住宅都市局計画部計画課（078-331-8181(代)）にお問い合わせください。						
	4	上水道について、口径13mmの給水権利が1つあります。引込管はありませんので、給水するには引込管埋設工事が本人負担で必要となります。詳しくは、神戸市水道局西部センター（電話：078-733-6601）にお問い合わせください。						
	5	下水道について、引込管はありませんので、公共下水を利用するには引込管埋設工事が本人負担で必要となります。詳しくは、神戸市建設局下水道部保全課（電話：078-331-8181(代)）にお問い合わせください。						
	6	敷地南側擁壁は、昭和53年に既設石積み擁壁の上にブロック擁壁を造り土地かさ上げ等の整地工事を実施しています。敷地西側擁壁は、平成8年に既設擁壁を解体しコンクリート擁壁設置工事を行っています。						
	7	敷地南側に隣接地の上下水道引込管の一部が埋設されています。						
	8	敷地東側上空に関西電力(株)等の電線があります。						
	9	敷地北東角で、県有構造物（フェンス）の一部が私道側へ、敷地南東部分で道路構造物（鉄柵等）の一部が県有地側へ越境しています。						
	10	地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。						
	11	当該敷地内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。						

案内図



明細図



物件番号 J 1



物件番号 J 4

物件調書

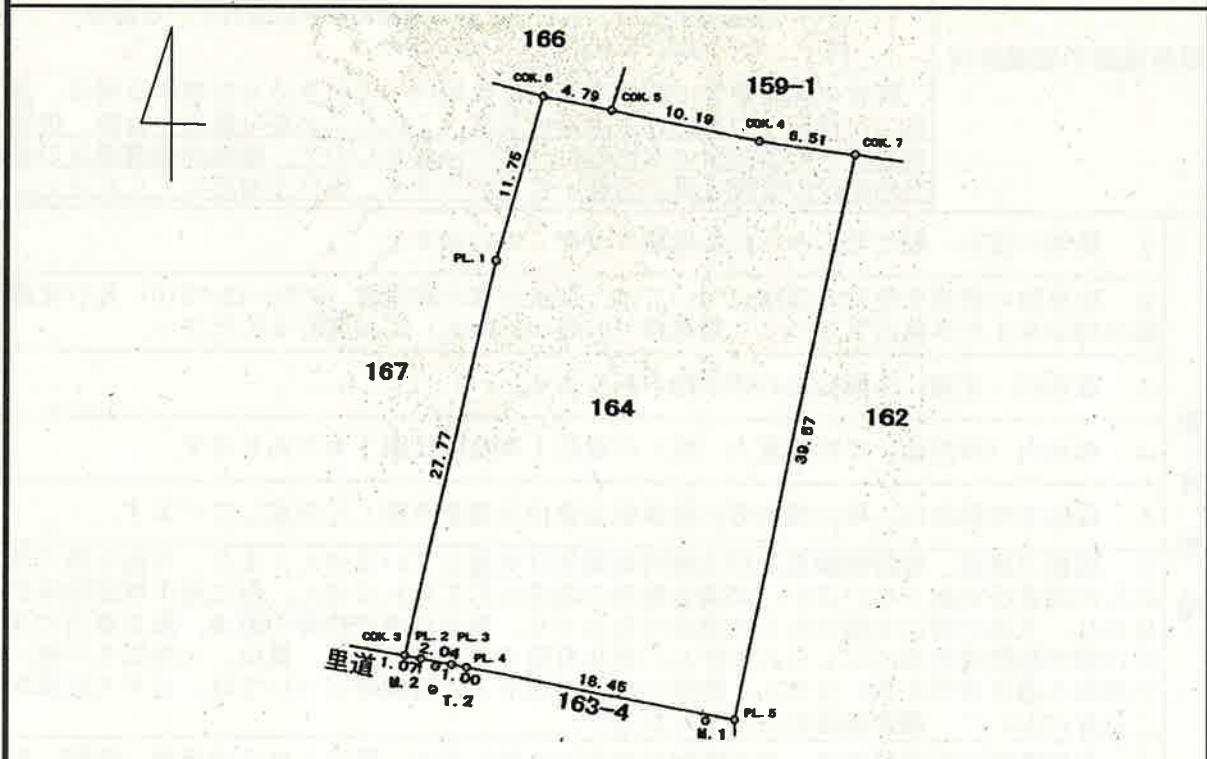
【土地】

所在地	加東市家原字大將軍 1 6 4 番							
実測面積	876.99㎡		地目	宅地	形状	ほぼ長方形		
最低売却価格	6,919,000円							
接面道路の幅員及び構造	南西角で幅員約2.0mの簡易舗装里道に接面（約1.0m）、南側で幅員約1.0mの簡易舗装市管理道に接面（約21m）しています。いずれも建築基準法上の道路ではありません。							
法令規制	都市計画区域	市街化調整区域	用途地域					
	建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高度地区		防火地域					
	その他の規制	兵庫県都市計画法施行条例による特別指定区域（地縁者の住宅区域）						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	無		負担の内容				
最寄り交通機関（現地からの直線距離）	鉄道	JR加古川線「社町」駅			南西へ	約2.5km		
	バス	神姫バス「加東市民病院口」バス停			北西へ	約330m		
公共施設（現地からの直線距離）	加東市役所社庁舎				南東へ	約1.2km		
	市立社小学校				南東へ	約830m		
	市立社中学校				南東へ	約1.5km		
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合 既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参考事項	1	農地のほか一般住宅もみられる地域に所在しています。						
	2	建築物の新築や建替の詳細については、加東市都市政策課（0795-43-0510）及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課（0795-42-9406）にお問合せください。						
	3	敷地内（北側）に隣接田の排水路があります。						
	4	敷地内（南西側）に関西電力（株）の電柱1本及び支線1本があります。						
	5	最低売却価格は、地上建物等の解体撤去費相当額を考慮して設定しています。						
	6	地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。						
	7	当該敷地内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。						

案 内 函



明 細 図

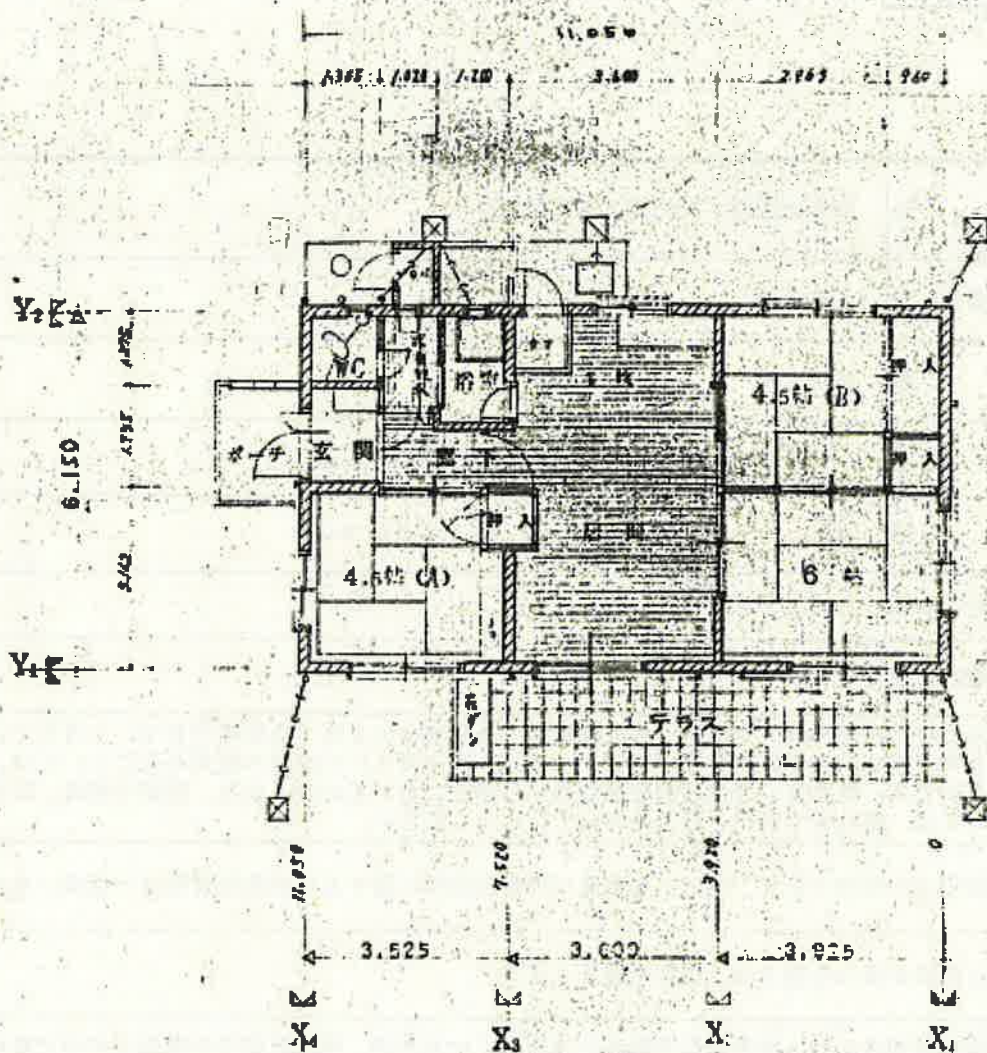


物件番号 J 4

【建物】

所	在	加東市家原字大將軍 1 6 4 番地	
家	屋	番 号	1 6 4 番
種	類	居宅 2 棟	
構	造	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	
床	面	積	6 7 . 9 5 m ² 、6 7 . 9 5 m ² 計 1 3 5 . 9 0 m ²
建	築	時 期	昭和 4 6 年 7 月 3 1 日
閉	鎖	時 期	平成 2 4 年 3 月 3 1 日
参 考 事 項	1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上水道、都市ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。		
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する瑕疵担保責任は一切負いません。		
	3 図面と現状が異なる場合は、現状を優先します。		
	4 建物及び敷地内には、照明器具等動産が存置していますが、現状有姿での売却ですので落札者において処分してください。		

平面图



物件番号 J 9

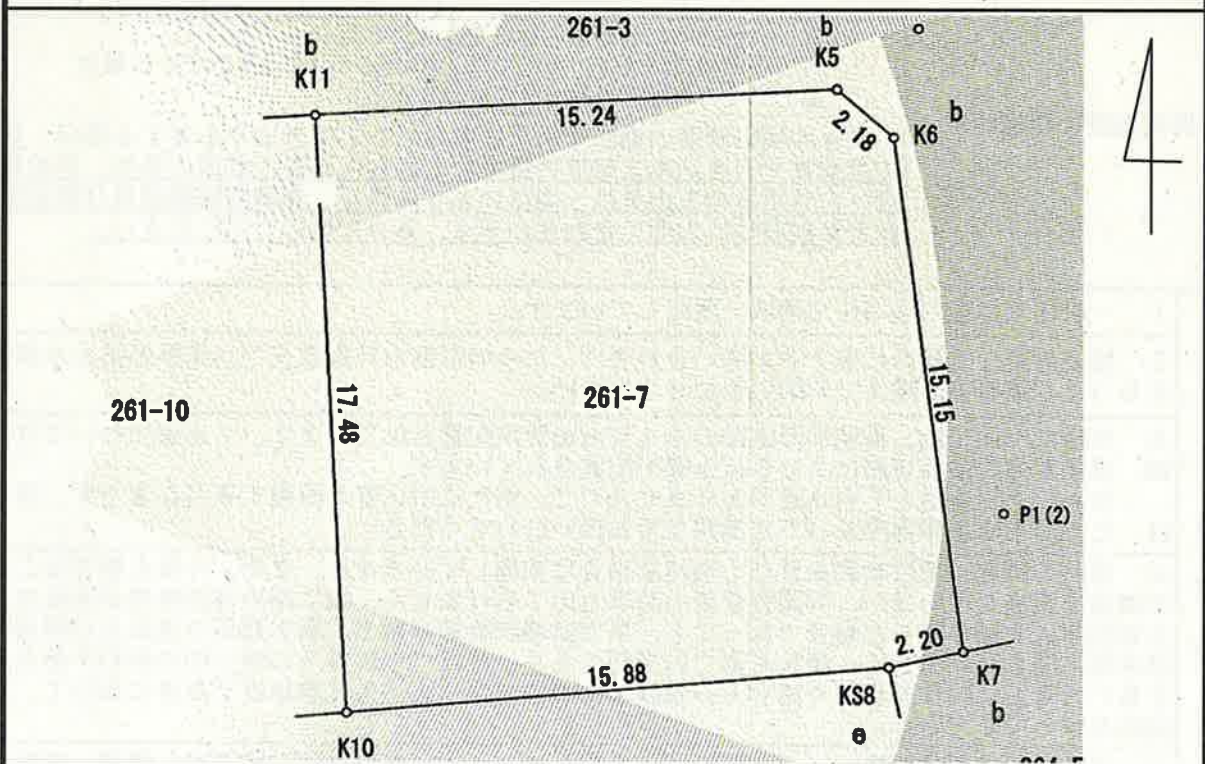
物 件 調 書

所 在 地	たつの市龍野町北龍野字的場 2 6 1 番 7							
実 測 面 積	2 9 7 . 6 2 m ²	地 目	宅 地	形 状	ほぼ正方形			
最 低 売 却 価 格	7, 7 6 7, 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側で幅員約 4 m の舗装市道に接面（高低差無し）しています。 東側で幅員約 3 m ～ 4 m の舗装市道に接面（高低差無し）しています。							
法 都 市 計 画 区 域	市街化区域		用 途 地 域	第 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域				
建 ぺ い 率	6 0 %		容 積 率	2 0 0 %				
規 高 度 地 区			防 火 地 域	建築基準法第22条指定区域				
制 そ の 他 の 規 制	兵庫県景観条例							
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負 担 の 有 無	無		負 担 の 内 容				
最 寄 り の 交 通 機 関	鉄 道	J R 姫 新 線 「本 龍 野」 駅		南 東 へ 約 1 . 7 k m				
(現地からの直線距離)	バ ス	神姫バス「北龍野」バス停 コミュニティバス「北龍野駅」バス停		東 へ 約 7 0 m				
公 共 施 設	たつの市役所		南 へ 約 2 . 0 k m					
(現地からの直線距離)	市立龍野小学校		南 へ 約 1 . 0 k m					
	市立龍野西中学校		南 西 へ 約 2 . 1 k m					
供給施設の整備状況	電 気	可	上 水 道	可	下 水 道	可	都 市 ガ ス	無
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。							
参 考 事 項	1 一般住宅が建ち並ぶ住宅地域に所在しています。							
	2 建築確認、景観等に関するお問い合わせは、たつの市都市計画課及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第1課までお問い合わせください。							
	3 水道については、東側前面道路のみ 4 0 mm 管が配置されています。下水道については、北側、東側双方の前面道路に 2 0 0 mm 管が配置されています。 なお、上下水道とも引込管がありませんので、新たに引込管の設置工事が必要です。詳しくは、たつの市水道事業所及び下水道課までお問い合わせください。							
	4 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							
	5 当該敷地内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はい行いません。							

案 内 図



明 細 図



物件番号 J 9



物件調書

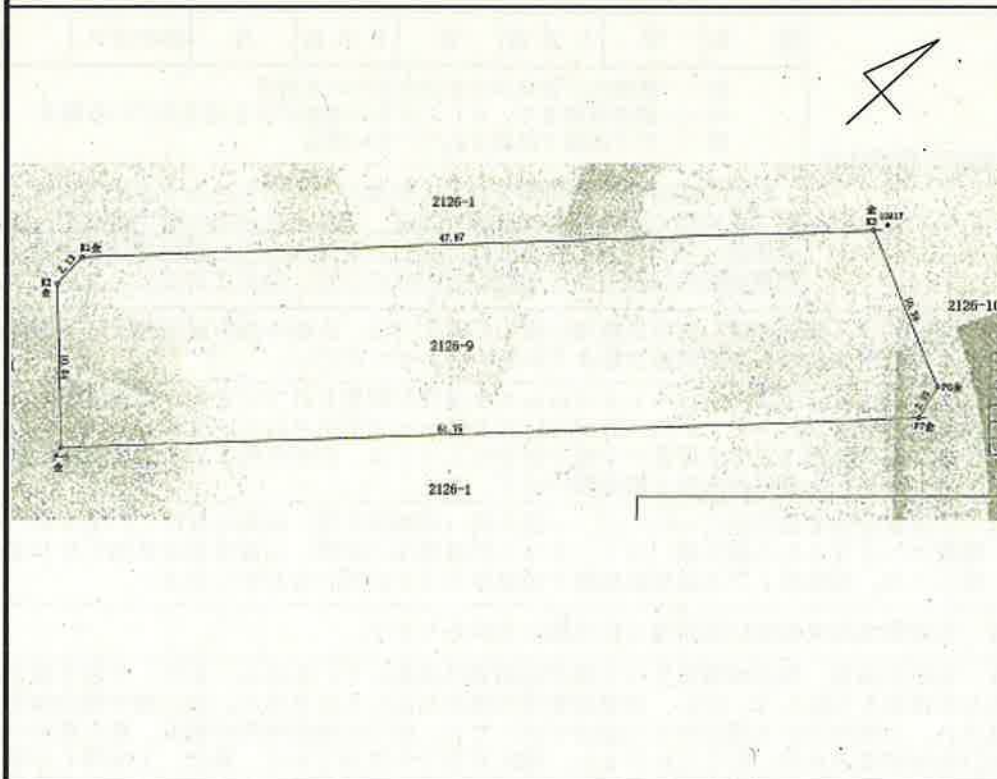
【土地】

所在地	赤穂市塩屋字ヲハブ2 12 6 番9									
実 測 面 積	5 9 1 . 8 0㎡			地 目	宅 地	形 状	長方形			
最低売却価格	2 3 , 4 3 5 , 0 0 0円									
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	東側で幅員約3 mの舗装市道、西側で幅員約5～6 mの舗装市道、南側と北側で幅員約6 mの舗装市道にそれぞれ接面しています。（高低差はありません。）									
法	都市計画区域	市街化区域			用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域				
令	建 ぺ い 率	6 0 %			容 積 率	2 0 0 %				
規	高 度 地 区				防 火 地 域	建築基準法22条指定地域				
制	その他の規制	赤穂市都市景観の形成に関する条例								
私道の負担等 に関する事項	負担の有無				負担の内容					
最 寄 り の 交 通 機 関	鉄 道	J R 赤穂線「播州赤穂」駅				南東へ	約1.4 k m			
(現地からの直線距離)	バ ス	神姫バス「塩屋西」バス停				南へ	約300 m			
公 共 施 設	赤穂市役所					南東へ	約1.4 k m			
(現地からの直線距離)	市立塩屋小学校					南西へ	約430 m			
	市立赤穂西中学校					西へ	約300 m			
供給施設の整備状況	電 気	有	上水道	有	下水道	有	都市ガス	無		
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合									
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。									
参 考 事 項	1 開発許可、建築確認、都市景観等に関して詳しくは、赤穂市都市計画課及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第2課までお問い合わせください。									
	2 上水道は前面道路に75～150 mmの水道管が配置されています。西側道路下に25 mm管が配置され、そこから（8戸分）の13 mmで引込されています（メーター存置）。今後の宅地計画による水道管の分岐方法等によっては、別途有料工事が必要な場合があるため、赤穂市水道課給水係と協議願います。									
	3 下水道受益者負担金については、一部公的（教職員住宅）減免を受けていますが、その措置がなくなるため減免額（67,020円※現在の試算）は買受者の負担となります。詳しくは、赤穂市上下水道部総務課下水道担当までお問い合わせください。									
	4 当該敷地南東側隅に関西電力柱支線1本があります。									
	5 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。									
	6 当該敷地内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はい行いません。									

案内図



明細図





物件番号 J 2

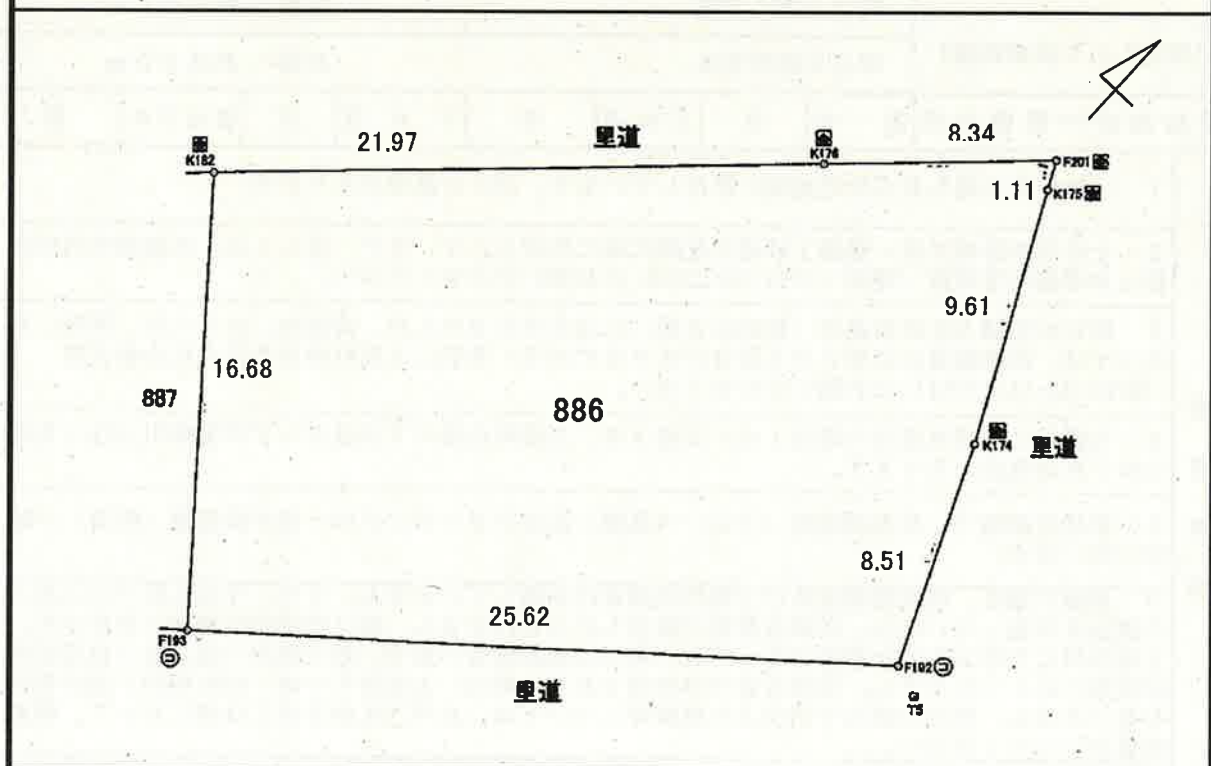
物 件 調 書

所 在 地	赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六 8 8 6 番							
実 測 面 積	4 9 3 . 3 2 m ²		地 目	宅 地	形 状	ほぼ台形		
最 低 売 却 価 格	3 , 5 0 2 , 0 0 0 円							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北東側で幅員約 3 . 8 m の舗装町道に接面 (約 1 m) しています。 北側で合計幅員約 1 . 5 m の未舗装の里道及び水路に接面しています。 東側で幅員約 0 . 9 m の未舗装の里道に接面しています。							
法 都 市 計 画 区 域	市街化区域			用 途 地 域	第 1 種 住 居 地 域			
令 建 ぺ い 率	6 0 %			容 積 率	2 0 0 %			
規 高 度 地 区				防 火 地 域	建築基準法第22条指定区域			
制 その 他 の 規 制								
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負 担 の 有 無	無		負 担 の 内 容				
最 寄 り の 関 交 通 機 関	鉄 道	J R 山陽本線「上郡」駅 智頭急行「上郡」駅 南西へ 約 1 . 2 k m						
(現地からの直線距離)	バ ス	神姫バス「出雲大社」バス停 西 へ 約 5 0 m						
公 共 施 設	上郡町役場						西 へ 約 6 0 0 m	
(現地からの直線距離)	町立上郡小学校						北西へ 約 5 0 0 m	
	町立上郡中学校						北西へ 約 8 0 0 m	
供 給 施 設 の 整 備 状 況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都 市 ガ ス	無
参 考 事 項	1 一般住宅が建ち並ぶ住宅地域に所在しています。近くに墓地があります。							
	2 土砂災害警戒区域・崩壊土砂流出危険区域に指定されています。詳しくは、西播磨県民局光都土木事務所管理課 (電話：0791-58-2235) にお問い合わせください。							
	3 周知の埋蔵文化財包蔵地 (経納山古墳) には含まれませんが、隣接地にあるため、開発にあたっては、試掘調査が必要となる場合がありますので、事前に上郡町教育委員会社会教育課 (0791-52-1111(代)) にお問い合わせ下さい。							
	4 当該地には関西電力の電柱 1 本・支線 1 本、上郡町役場の下水道ポンプ用電線引込柱 1 本外公共下水道施設があります。							
	5 敷地北西側で、県有構造物 (フェンス基礎) 及びグレーチングの一部が隣接地 (里道) へ越境しています。							
	6 地耐力調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施していません。また、今後も県ではこれらの調査を実施しないほか、同調査費用の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等に応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							
	7 当該敷地内の残置物は、全て現況のまま引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取替、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません。							

案 内 図



明 細 図



物件番号 J 2

